



2025 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤマタネ
代表者名 代表取締役社長 河原田 岩夫
(コード：9305 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員コーポレート本部財務部長
田崎 一郎
(TEL. 03-3820-1111)

「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分」の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 1 日を効力発生日として当社普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって分割いたしました。それに伴い、本日開催の当社取締役会において、2025 年 2 月 14 日に公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の内容に関して一部変更の決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2025 年 2 月 14 日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の社員 1,000 名に対し、2025 年 7 月 3 日を払込期日とし、当社普通株式 100,000 株を譲渡制限付株式報酬とする、自己株式の処分を決議しております。なお、譲渡制限付株式報酬の支給方針として継続して単元株を支給することとしております。また、2025 年 5 月 31 日を基準日、2025 年 6 月 1 日を効力発生日として当社普通株式 1 株につき 2 株の割合を持って株式分割を実施しておりますが、支給方針どおり継続して単元株を支給し、分割後も社員 1,000 名に対し、100,000 株を譲渡制限株式報酬として自己株式を処分することから、自己株式の処分価額、処分総額及び払込金額の算定根拠を変更するものであります。

2. 変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております）

【変更前】

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 3 日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 100,000 株
(3) 処分価額	1 株につき <u>4,210 円</u>
(4) 処分総額	<u>421,000,000 円</u>
(5) 処分予定先	当社及び当社子会社の社員 1,000 名 100,000 株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において、当社グループ会社社員が、当社株式を所有することにより、株主や投資家の皆さまと同じ視点で考える経営参画意

識を醸成し、持続的な企業価値の向上への取り組みが当社株式の長期的な株価上昇に繋がり、延いては経済的な利益も享受できるようにすることを目的として、当社及び当社子会社の社員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を実施することを決議いたしました。

本日、当社取締役会により、当社第 127 期事業年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）の譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社及び当社子会社の社員（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 421,000,000 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 100,000 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、改めて決定いたします。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025 年 2 月 13 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 4,210 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

【変更後】

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 3 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 100,000 株
(3) 処分価額	1 株につき <u>2,248 円</u>
(4) 処分総額	<u>224,800,000 円</u>
(5) 処分予定先	当社及び当社子会社の社員 1,000 名 100,000 株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において、当社グループ会社社員が、当社株式を所有することにより、株主や投資家の皆さまと同じ視点で考える経営参画意識を醸成し、持続的な企業価値の向上への取り組みが当社株式の長期的な株価上昇に繋がり、延いては経済的な利益も享受できるようにすることを目的として、当社及び当社子会社の社員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を実施することを決議いたしました。

本日、当社取締役会により、当社第 127 期事業年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）の譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社及び当社子会社の社員（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 224,800,000 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 100,000 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合

的に勘案の上、改めて決定いたします。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025 年 6 月 2 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,248 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上